

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 長野原町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.7%
全職員	72.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	103.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	94.0%
26～30年	91.5%
21～25年	85.0%
16～20年	100.9%
11～15年	98.8%
6～10年	96.3%
1～5年	100.7%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員

- ・ 本庁課長補佐相当職以上の職員の割合について、男性の方が高い。
課長相当職：男性 100.0%
課長補佐相当職：男性 72.7%
- ・ 扶養手当や住居手当について、男性職員の受給割合が高い。
扶養手当：男性 72.1%
住居手当：男性 67.4%
- ・ 寒冷地手当の「世帯主である職員」区分での受給割合が男性職員で高い一方で、
「その他の職員」区分での受給割合は女性職員で高い。
「世帯主である職員」：男性 73.4%
「その他の職員」：女性：63.5%

全職員

- ・ 男性職員では、相対的に給与が高い「任期の定めのない常勤職員」が占める割合が高い一方で、女性職員では、相対的に給与が低い「任期の定めのない常勤職員以外」が占める割合が高い。よって、「全職員」における男女の給与の差異が大きくなっている。
「任期の定めのない常勤職員」：男性 77.0%／女性 47.3%
「任期の定めのない常勤職員以外」：男性 23.0%／女性 52.7%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたり勤務時間が 20 時間未満の者については、職員数を 1/2 人として換算している。

※ 2. (1)「本庁部局長・次長相当職」区分について、該当職が存在しないため記載していない。

※ 2. (1)「本庁課長相当職」区分について、一方の性別の該当者が存在しないため記載していない。

※ 2. (2)「36 年以上」区分について、一方の性別の該当者が存在しないため記載していない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。